

使用前検査申請書

(高浜発電所第4号機の変更の工事)

関原発 第404号

2020年11月10日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の11第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けたいので申請します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 森本 孝
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	名称 高浜発電所第4号機 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
申請に係る発電用原子炉施設の概要	高浜発電所第4号機 発電用原子炉施設に係るもの 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。） 蒸気タービン 原子炉格納施設 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 浸水防護施設 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）
法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日	工事計画の認可年月日及び認可番号 令和2年2月19日 原規規発第2002195号
検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 工事の計画に係る全ての工事が完了した時（五号） 期日 自 2020年12月 至 2021年 2月 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2021年 2月

(手数料 金 593,500 円)

添付資料-1：工事の工程に関する説明書

添付資料-2：工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2020年	2021年	
	12月	1月	2月
発電用原子炉施設に係るもの 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。） 蒸気タービン 原子炉格納施設 その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 浸水防護施設 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）		▲ 使用前検査（五号）	

▲ 機能・性能検査

工事の工程における放射線管理に関する説明書

当該検査場所は、非管理区域のため放射線管理はしていない。

以上